

令和7年度住宅用再エネ機器導入報奨金のご案内

1. 本制度について

太田市では、2050年カーボンニュートラルに向けて、再生可能エネルギーである太陽光発電の推進を図るため、住宅用再エネ機器を設置した個人を対象に、報奨金を太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。

2. 支給対象者

令和7年4月1日から令和8年3月31日までに、自己が居住する（*1）市内の住宅（*2）に、対象機器を設置した個人を対象とします（*3）。

ただし、報奨金の申請時において、申請者と同一世帯に属する者に市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の滞納がある者は対象外とします。

（*1）申請者の住民登録により判断します。

（*2）表題登記のない住宅の場合は対象外です。

（*3）法人・事業者の場合は対象になりません。

3. 対象機器と支給金額

以下の機器を対象とし、太田市デジタル金券（OTACO）で支給します。ただし、全て新品での設置の場合に限ります。

(1) 太陽光発電システム（一律50,000円相当のOTACO）

- ・発電出力が2kW以上であるもの
- ・既存のシステムへの増設（パネルのみの増設など）は対象外とします。

(2) 定置用蓄電池システム（一律50,000円相当のOTACO）

- ・常時住宅用太陽光発電システムと接続し、蓄えた電力を当該住宅で利用できるもの
- ・一般社団法人環境共創イニシアチブのネット・ゼロ・エネルギー・ハウス補助事業の蓄電池システム製品登録を受けた製品 ※申請には、パッケージ型番の記入が必要となります。
- ・蓄電容量の合計が4kWh以上であるもの
- ・既存のシステムへの増設（蓄電池ユニットのみの増設など）は対象外とします。

(3) おひさまエコキュート（一律20,000円相当のOTACO）

- ・常時住宅用太陽光発電システムと接続し、再生可能エネルギーを当該住宅で利用できるもの
- ・メーカーが「おひさまエコキュート」として販売しているもの

※太陽光発電システムと連携する機能があっても、通常のエコキュートは対象外です。

4. 受付期間

受付期間：令和7年4月1日（火）～令和8年3月31日（火）（土日祝日を除く）

（受付時間）午前8時30分～正午、午後1時～午後5時

※正午～午後1時に申請する場合は、担当者不在の可能性があるので、事前にご連絡ください。

5. 申請方法

市役所 5階脱炭素推進室へ申請書類一式を持参してください。(郵送不可)

必要なもの：支給申請書（様式第1号）、以下の《添付書類》①～⑤、窓口に見える方の本人確認ができるもの（運転免許証、マイナンバーカード、その他は要相談）

※申請書は、太田市ホームページからダウンロード 又は 脱炭素推進室窓口で配布します。

《添付書類》

①「太田市税等完納照合票（様式第2号）」

申請当日に市役所 2階の収納課に立寄り、照合を受けてください。(照合印が押印されます。)

②住宅の表題登記を確認できる資料の写し

新築⇒「全部事項証明書（建物）」または「登記完了証」など

既存住宅⇒「固定資産税・都市計画税納税通知書及び固定資産税・都市計画税課税明細書」

または、「全部事項証明書（建物）」または「登記完了証」など

③申請書に記載する対象機器の要件等（出力、パッケージ型番、完了日など）を確認できる書類

「契約書（+仕様書、竣工図）」、「引渡し確認書」、「機器のメーカー保証書」など

※蓄電池システムの申請はパッケージ型番を確認します。蓄電池単体の型番ではないのでご注意ください。

※蓄電池システムの申請が太陽光発電システムと同時の申請でない場合、太陽光発電システムが設置されていることの確認が必要になります。

例1：太陽光発電システムの申請

「契約書」で太陽光発電システムの出力を確認し、「引渡し確認書」で完了日を確認する。

例2：蓄電池システムの申請

「保証書」で蓄電池システムのパッケージ型番（システム型番）と完了日を確認し、「購入電力量のお知らせサービス」で太陽光発電システムが設置されていること（蓄電池システムとの連携）を確認するなど。

④OTACOの会員コードを確認できる書類

「OTACOの画面のスクリーンショットの写し」、「OTACOの磁気カードの写し」など

※事前に会員登録（Chiicaアプリのインストール）が必要です。

⑤委任状と申請者の本人確認書類の写し

①の書類の「委任状」欄とは別に必要です。ホームページに参考の書式を掲載していますので、適宜ご利用ください。

※申請者以外（ご家族の方を含む）が手続きする場合は必要です。

※法人を代理人とする場合、法人への所属を示す書類（社員証等）も必要です。（名刺は不可）

6. 支給方法

支給決定後、アカウントにOTACOポイントを付与します。(通常、申請受付の翌月末ごろ)

お問い合わせ先 太田市 産業環境部 脱炭素推進室

TEL) 0276-47-1953 FAX) 0276-47-1881 E-mail) 025660@mx.city.ota.gunma.jp